

粕屋町商工会 会員情報（登録・変更）用紙

提出日 令和 年 月 日

1	カナ		カナ							
	事業所名		屋号(事業所と別に店舗名がある際等)							
	事業所所在地	〒	TEL							
			FAX							
2	カナ		肩書							
	事業主氏名		携帯番号							
			Mail							
3	カナ		肩書							
	担当者氏名		携帯番号							
			Mail							
4	本支店区分	1.本店	2.支店	3.本所	4.支所	5.営業所	6.その他	(記入上の注意)		
5	DM送付先	1.事業所	送付先住所 (1.2.3.以外の 場合)	〒	・No.11は法人のみ。 ・選択の箇所は該当するものを○で囲んでください。 ・変更の際は変更点のみ記入してください。					
		2.事業主宅								
		3.本社								
6	業種	1.製造業	2.建設業	3.小売業	4.卸売業	5.サービス業	6.飲食業	7.宿泊業	8.娯楽業	
		9.その他(右に記載)								
7	事業概要(商品・サービス等)									
		URL								
8	企業形態	1.個人	2.株式	3.有限	4.合名	5.合資	6.合同	7.その他		
9	税務記帳状況	1.自計	2.税理士	加入 団体	10				賃金締日	日
	税務申告区分	1.青色	2.白色						賃金支払日	日
	社会保険加入	1.厚年	2.健保							
	労働保険加入	1.雇用	2.労災							
11	資本金	万円		12	個人事業主	人	家族従業員	人		
	年商	万円			常雇従業員	人	非常時雇用	人		
	決算月	月			有給役員	人	地区内雇用	人		
13	会費口座	1.福銀	2.西ソティ	3.福岡県信	4.飯塚信金	預金区分	1.普通	2.当座		
		支店				口座番号				
14	kasuya21掲載 (事業所名称・地区・業種内容の掲載)		1.同意する	15	商工会HP掲載	1.希望する	希望の方は右のQRより入力してください			
			2.同意しない			2.希望しない				

※ 個人事業主の家族が働いていて賃金や給料を受取っている場合は常用雇用者となります。
 ※ 常用雇用者とは少なくとも1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人又は期間の定めが無い人をいいます。
 ※ 臨時雇用者とは1ヶ月以内又は日々雇用している人など、常用雇用者に当てはまらない人をいいます。

【必要添付書類】
 (法人) 履歴事項証明書
 (個人) 開業届
 (共通) 口座振替依頼書



< 会員の情報の利用に関する同意書 >

1 個人情報の取得について

粕屋町商工会（以下「本会」という）は、ご提供いただきました会員の情報につきましては、次に掲げる利用目的の範囲内で利用いたします。

2 個人情報の利用について

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興に係る次の業務における必要な範囲に限り、商工会及び広域連携する商工会、福岡県商工会連合会、全国商工会連合会、その他本会と関連ある団体との情報交換で共同利用いたします。

- ①小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、記帳機械化等の相談・指導ならびに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡
- ②総会や各種検定試験等の開催案内等
- ③本会事業を実施するうえでの計画、遂行、連絡
- ④国や県、市町村に向けた中小企業政策提言資料の作成
- ⑤各種商工会員の情報交換のための名簿の作成
- ⑥各種共済制度普及のための業務
- ⑦その他、商工会法第11条の定める事業に係る業務

上記以外の目的で利用する必要がある場合は、あらかじめご本人の承諾を得ることを前提といたします。また、収集した個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

3 個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。

4 会員情報の更新について

ご提供いただきました会員の情報につきましては、内容の見直し・確認等させていただく場合がございます。また、変更があった場合は粕屋町商工会にすみやかにご連絡ください。

■事務局記入欄

日本標準大分類		日本標準中分類		日本標準小分類				
規模	1.小規模	2.中小企業	3.大企業					
加入動機	1.税務(申告・機械化)		2.経理	3.金融	4.労働	5.労働保険事務組合(委託・個別)		
	6.その他							
会費	1.年払(毎年 月)		2.その他()					
会費種別	1.普通	2.特別	会員区分	1.法定	2.定款	3.賛助		
地区	1.阿恵	2.乙仲西	3.乙仲東	4.花ヶ浦	5.駕与丁	6.原町	7.戸原長戸	8.江辻
	9.甲仲原	10.若宮	11.酒殿	12.上大隈	13.大隈	14.長者原	15.内橋	16.戸原東
	17.長者原東	18.長者原西	19.町外	20.対象外				
事業所No.			紹介者					
その他特記事項							イントラ入力印	

